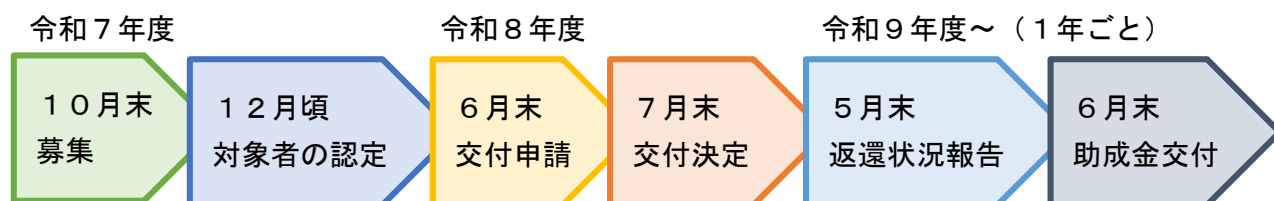


令和8年度鳥取県公立学校教員奨学金返還支援助成金支給認定対象者募集要項

鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会では、本県の次代を担う子どもたちの教育を支える教員の確保を図るため、鳥取県公立学校教員採用候補者名簿にA登載された方を対象として、鳥取県公立学校教員として8年間勤務することを条件に、貸与奨学金として貸与を受けた奨学金の返還の一部を8年間にわたり1年ごとに助成する事業を実施します。

1 令和8年度採用者のスケジュール（応募から助成金交付までの流れ）



2 募集対象者

次の各号のいずれにも該当する方を募集対象者とします。

- (1) 次のアからウの奨学金の貸与を受けており、将来返還の予定であるか又は返還中の者であること。（複数の奨学金貸与を受けている場合も可能です。）

ア （独）日本学生支援機構の無利子奨学金及び有利子奨学金

イ 鳥取県育英奨学金

ウ その他鳥取県教育委員会教育長が別に定める奨学金（※詳しくはお問合せください。）

- (2) 令和8年度鳥取県公立学校教員採用候補者名簿にA登載された者であること。

- (3) 原則として、令和8年4月1日に本県公立学校教員として採用され、8年経過するまでの期間、勤務する意思を有する者であること。

3 募集人数 10名

4 募集期間

令和7年9月5日（金）から令和7年10月31日（金）（当日消印有効）

5 助成の内容

次のとおり、貸与を受けている奨学金に応じて返還額を助成します。

助成率 及び 限度額	ア）無利子奨学金（助成金額：貸与を受けている奨学金の返還総額の1/2） ＜区分別最大額＞ 当該奨学金の貸与を受けた月数×3万円 ・大学（4年間）144万円 ・高専、短大、専門（2年間）72万円 イ）有利子奨学金（助成金額：貸与を受けている奨学金の利子を除く返還総額の1/4） ＜区分別最大額＞ 当該奨学金の貸与を受けた月数×1.5万円 ・大学（4年間）72万円 ・高専、短大、専門（2年間）36万円
------------------	---

○無利子、有利子の両方の奨学金の貸与を受けている場合は、上記の無利子奨学金が優先されます。無利子奨学金の助成金額が助成金額の上限に達しないときは、有利子奨学金も一部助成対象となります。

○助成期間は、原則、鳥取県公立学校教員として採用された年度の4月1日から8年間とします。この間に転職した場合は助成対象外となり、助成金の返還を求める場合があります。

※所得連動返還方式や減額返還により8年間で各年度の支払金額の合計が交付決定額に達しない場合、助成期間を延長することがあります。（上限あり）

○返還総額又は返還残額は、この認定を受けた後、助成金の交付申請を行った時点での金額となります。

6 応募の方法

次に掲げる書類を募集期間に郵送又は持参により提出してください。

(1) 鳥取県公立学校教員奨学金返還支援助成金支給対象者認定申請書

(2) 奨学金貸与証明書（貸与を受けている団体が発行した、奨学金の名称、貸与金額及び貸与期間が確認できるもの）

※1 日本学生支援機構から貸与を受けている方はスカラネット「詳細情報」ページのプリントアウトも可能

※2 鳥取県育英奨学資金の貸与を受けている方は電子申請により貸与・返還証明書の発行依頼が可能

7 対象者の認定

選考試験における結果等により対象者を認定し、12月頃に結果を文書にて通知します。

なお、審査に際しては、電話等により記載内容の確認を行うとともに、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

8 認定を受けた後の手続きについて

◎認定を受けた後、採用された以降の手続きは原則として次のとおりです。

＜採用された年度＞

① 助成金の交付申請書提出（採用後）

【6月末】

② 審査・交付決定

【7月末】

※認定だけでは助成金は公布されません。

＜奨学金の助成期間（1年目～7年目、毎年度ごと）＞

③ 助成期間中の返還状況報告（返還年度の翌年度）

【5月末】

④ 助成金の支払

【6月末】

＜助成最終年度（原則8年目）＞

⑤ 助成金の実績報告書（最終年度の翌年度）

【5月末】

⑥ 助成金の支払（確定）

【6月末】

◎助成期間に離職した場合の取扱いは、次のとおりです。

◇助成期間中に離職した場合の助成内容は、次のとおりです。

勤務期間	助成内容
4 年未満	助成はありません。支給された助成金は全額返還となります。
4 年以上 6 年未満	4 年間分を助成します。
6 年以上 8 年未満	6 年間分を助成します。
8 年以上（助成期間が延長されている場合のみ）	既に支払った助成金額を助成します。

9 その他注意点

この助成制度においては、対象者の認定、交付決定、原則 8 年間にわたる助成期間において、奨学金を返還中又は奨学金の返還残高があることが条件の一つになっていますので、全額繰上げ返還等で返還を終了されますと、助成を受けることが出来ない制度となっております。

10 連絡・送付先について

鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課 教員採用・人事企画担当
〒680-8570
鳥取市東町一丁目271番地
電話（0857）26-7513

提出書類を送付する際には、封筒の表に以下のとおり朱書きしてください。

・「奨学金支援助成金提出書類在中」

※郵送の場合は、「特定記録」又は「書留」としてください。

※令和 7 年 9 月 26 日（金）までに提出していただく場合は、教員採用手続きに係る書類と同一封筒での提出でかまいません。

<参考>貸与額と助成金額の例

（例 1）大学 4 年間、月額 5 万円（無利子）の貸与を受けていた場合

〈助成金額〉

返還総額 240 万円の 2 分の 1 = 120 万円 【限度額 144 万円】

⇒ 8 年間で合計 120 万円の助成が受けられます。

（例 2）大学 4 年間、月額 5 万円（無利子）と月額 4 万円（有利子）の貸与を受けていた場合

〈助成金額〉

無利子の返還総額 240 万円の 2 分の 1 = 120 万円 【限度額 144 万円】

※有利子分の上限額・・・無利子分の助成金額と限度額の差額（24 万円）の半額

有利子の返還総額 192 万円の 4 分の 1 = 48 万円 【限度額 12 万円】

助成金額は合計で 132 万円

⇒ 8 年間で合計 132 万円の助成が受けられます。